

横浜市貨物運送事業者 燃料価格高騰等対策支援金

募集案内

<申請受付期間>

令和7年4月15日（火）～7月31日（木）

<申請方法>

郵送 または 横浜市電子申請・届出システム

<横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金受付事務局 コールセンター>

【電話】045-912-2560

【受付時間】月曜日から金曜日まで（祝日は除く）

午前9時から午後5時まで

※コールセンター開設期間：令和7年8月29日（金）まで

<支援金の詳細情報はこちら>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/other/kamotsu.html>

1 事業の目的

貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援事業は、地域経済や市民生活を支える重要なインフラである物流を維持するため、燃料価格の高騰や、いわゆる「物流の2024年問題」等に起因する人手不足等の影響を受けている市内の中小貨物運送事業者の皆様を対象に、支援金を交付するものです。

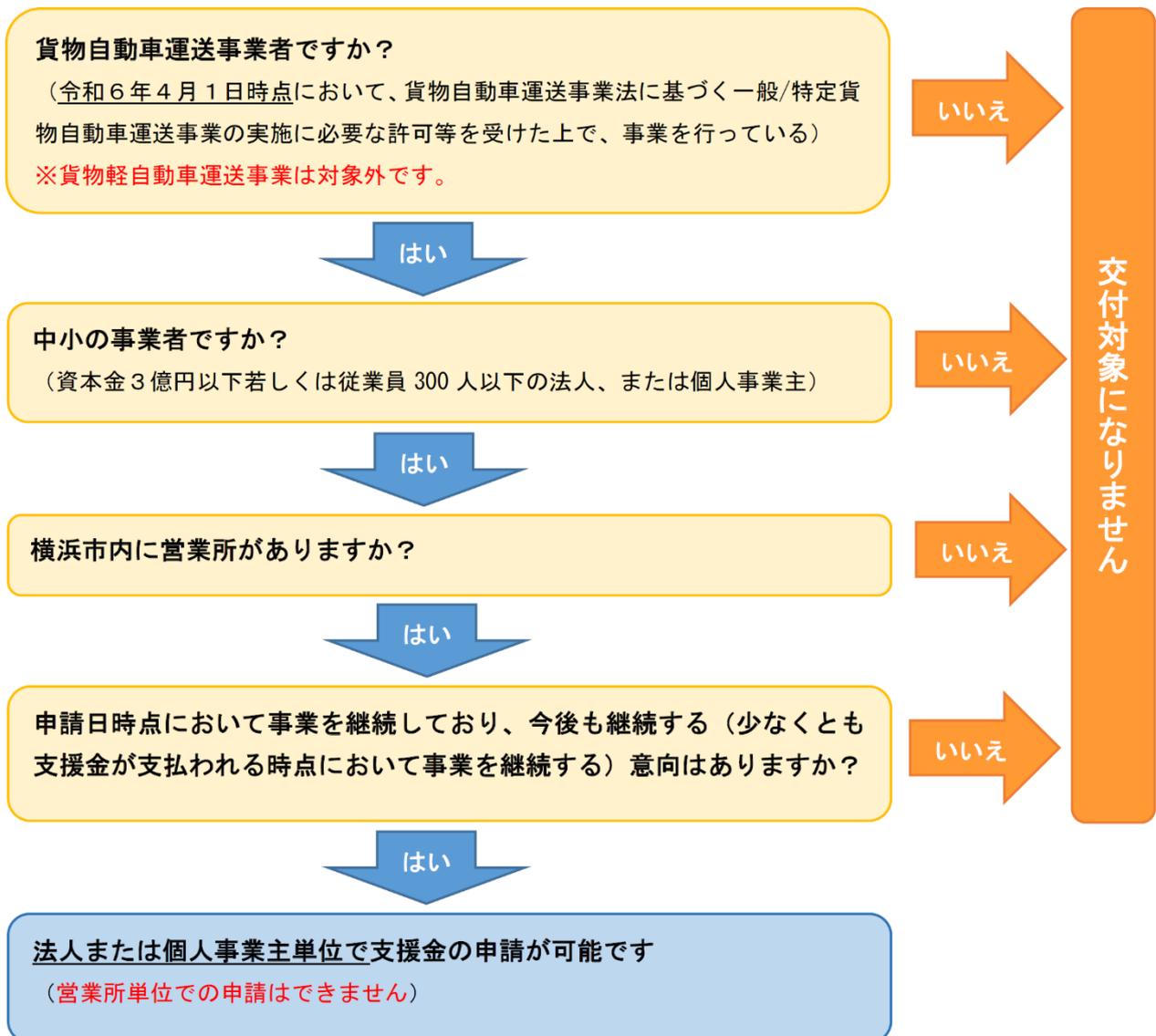
なお、本支援金は国の重点支援地方交付金を活用した事業です。

2 交付対象者

次のすべての要件を満たす事業者が交付対象となります。

- ① 中小貨物運送事業者であること。（貨物軽自動車運送事業は対象外です）
- ② 市内に営業所を有していること。
- ③ 令和6年4月1日時点において①の事業を実施しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者であること。

<支援金交付対象者フローチャート> 交付対象かどうか、必ずご確認ください



3 交付金額

1 事業者あたり 10 万円

※交付は法人または個人事業主単位です。

※横浜市内に複数の営業所を有する場合も、営業所単位で申請することはできません。

4 申請期間

令和 7 年 4 月 15 日（火）～令和 7 年 7 月 31 日（木）（厳守）

※ただし、申請は先着順とし、予算の範囲を超えた場合にはその時点で受付を終了します。

※郵送申請の場合は、当日消印有効です。

※電子申請の場合は、令和 7 年 7 月 31 日 23 時 59 分までに申請手続きを完了させてください。

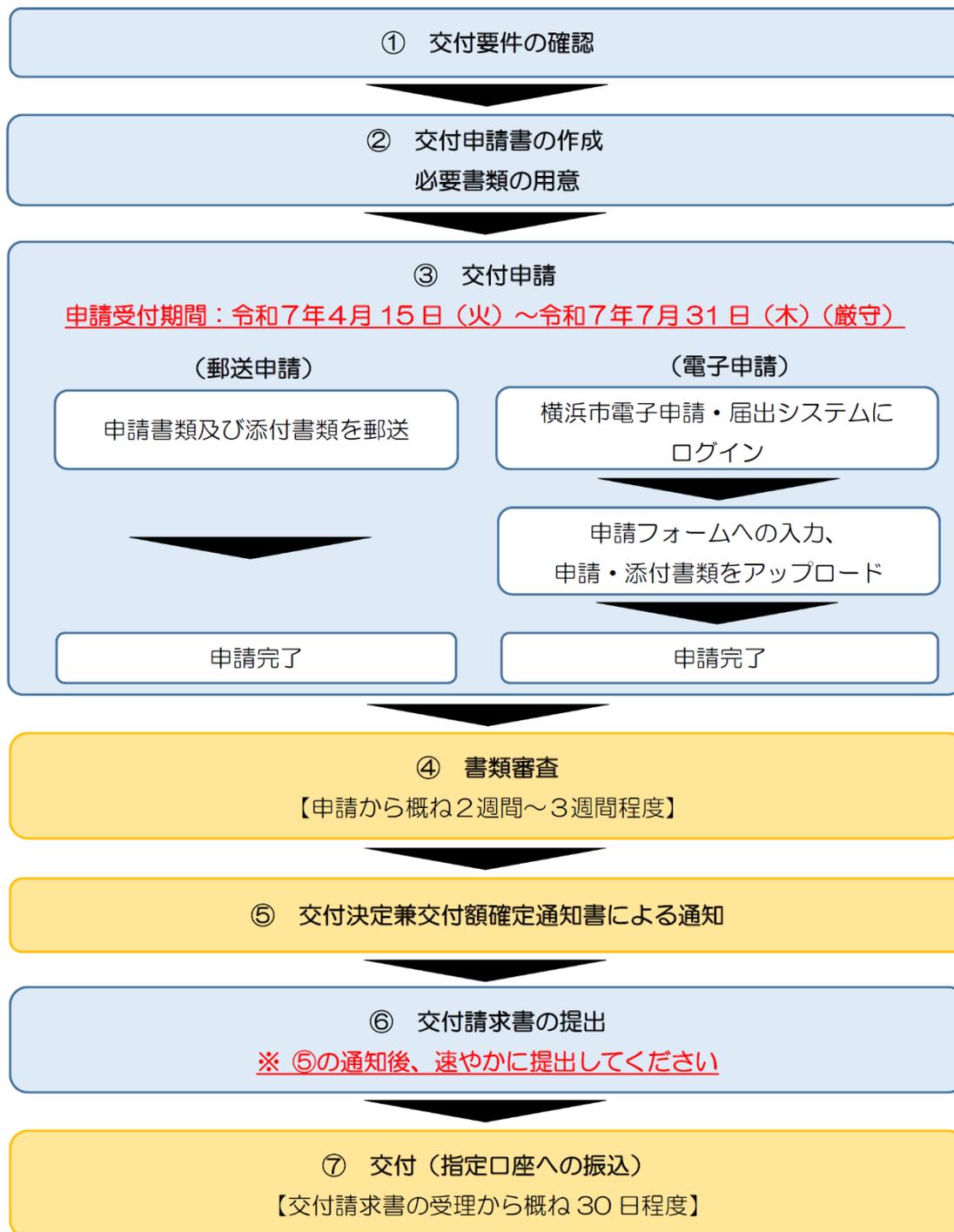
5 交付対象外

次に掲げるものに該当する場合は、交付対象外となります。

- (1) 申請年度において本支援金の交付を受けた者
- (2) 市税（延滞金を含む。）を滞納している者
- (3) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- (5) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (6) その他市長が適当でないと認める者

6 申請から交付までの流れ

<申請手続きフロー図> ※青色部分が申請者側で行っていただく手続きです。



① 交付要件の確認

申請手続きを始める前に、本募集案内で交付要件及び提出書類をよくご確認ください。

② 交付申請書の作成、必要書類の用意

本募集案内に記載されている申請書類の記載例等をよく確認し、事前に必要書類をご準備ください。
電子申請を行う場合は、必要書類を作成のうえ、ファイル形式を原則PDF形式にしてください。

③ 交付申請

郵送申請または横浜市電子申請・届出システムによる電子申請のいずれかにより申請してください。

④ 書類審査

申請書類について、記載事項や添付書類に誤りや不足がないかを事務局で審査します。

不備があった場合、事務局から電話等で確認し、同意の上で申請事項を補正することや、追加の書類提出をお願いする場合があります。申請書類には必ず平日の日中連絡の取れる連絡先を記載してください。

⑤ 交付決定兼交付額確定通知書による通知

④の書類審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、「交付決定兼交付額確定通知書」により通知します。交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、「不交付決定通知書」により通知します。

⑥ 交付請求書の提出

交付が決定した場合、⑤の「交付決定兼交付額確定通知書」とあわせて、交付請求書の提出案内が送付されますので、郵送または電子申請システムの請求フォームから交付請求を行ってください。

交付請求書が提出されないと支援金は振り込まれませんので、忘れずに手続きを行ってください。

⑦ 交付（指定口座への振込）

交付請求書の受理後、指定された金融機関の口座に支援金を振り込みます。

7 申請書類

次の書類をすべて揃えたうえでご提出ください。必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。

なお、提出書類の返却はいたしませんのでご注意ください。

提出書類（すべて提出必須）		記載のしかた	
1	横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）★	記載例参照 (P. 12)	<input type="checkbox"/>
2	自動車検査証記録事項（写し） ※申請日時点で有効なもの。 ※1の「交付申請書兼実績報告書」の「市内営業所所在地」に記載した営業所 所で保有するものとしてください。1台分で構いません。	自動車検査証 記録事項の見本 参照 (P. 14)	<input type="checkbox"/>
3	次のAとBのいずれか一つ A：「脱炭素取組宣言」確認書若しくは宣言書 B：「脱炭素取組宣言」に関する申出書（第2号様式）★ ※原則、本市ウェブサイト上での宣言をお願いします。 宣言された方は、Bの申出書の提出は不要です。	P. 7 及び P. 15 参照	<input type="checkbox"/>

◎申請書等の様式（★がついているもの）は横浜市のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/other/kamotsu.html>

8 申請方法

郵送または横浜市電子申請・届出システムで申請書類を提出してください。

8-1 郵送による申請方法

申請書類をすべて揃えたうえで、次の<郵送先>までご提出ください。

(郵送料金は申請者側でご負担をお願いいたします。)

<郵送先>

〒225-8663

日本郵便株式会社 青葉郵便局私書箱3号

横浜市貨物運送事業者支援金 受付事務局 宛

※郵送料金が足りない場合、郵便物が申請者に差し戻される場合があります。

ご郵送いただく前に料金をご確認ください。

※簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

普通郵便で郵送した場合、事故があった場合の責任は負えませんのでご了承ください。

8-2 横浜市電子申請・届出システムによる申請方法

横浜市電子申請・届出システムによる申請の流れは次のとおりです。

① 申請書類の作成	申請書類の様式を横浜市ホームページからダウンロードし、作成してください。 <様式ダウンロードはこちら> https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/other/kamotsu.html
-----------	---



② 申請書類のアップロード	1) 横浜市電子申請・届出システムにログイン 2) 「横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 申請フォーム」に必要な事項を入力の上、①で作成した申請書類と添付書類をアップロードしてください。 <申請フォームはこちら> https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/6b5e04fa-d058-481f-bb9f-9d691cb51047/start  ※申請書類及び添付書類のファイルは原則すべてPDF形式としてください。
---------------	--

※横浜市電子申請・届出システムのログインには利用者IDとパスワードが必要です。

【横浜市電子申請・届出システムのログイン方法】

横浜市電子申請・届出システムのページ上部の「ログイン」を選択し、利用者 ID とパスワードを入力してログインしてから申請手続きを行ってください。

※ログイン ID・パスワードがない場合は「利用者の新規登録はこちら」から新規登録を行ってください。



9 「脱炭素取組宣言」について

【脱炭素取組宣言制度とは】

市内に事業所や拠点のある事業者を対象とし、脱炭素化の第一歩として、身近な省エネなどを含めた脱炭素化に取り組むことを、横浜市 WEB サイト上で自ら宣言していただく制度です。宣言フォームへの入力時間は概ね5分程度と、すぐに宣言いただくことができます。令和6年度には、4,000者を超える市内事業者の皆様が宣言していただいています。

脱炭素の取組は、環境への負荷を減らすことはもちろん、光熱水費などのコスト削減、企業価値の向上による取引先拡大や人材確保などの経営改善につながります。事務所内のこまめな消灯やふんわりアクセルをはじめとしたエコドライブの実践など、貨物運送事業者の皆様にも取り組んでいただける内容となっておりますので、ぜひこの機会に宣言をお願いします。

【宣言のメリット】

脱炭素取組宣言を行っていただいた事業所の皆様には、次のようなメリットをご用意しています。

- ・「宣言書」や「ロゴマーク」が使用可能
- ・「ステッカー」を配付
- ・横浜市 WEB サイトで企業名を公表
- ・脱炭素関連の補助金等の情報提供
- ・省エネ診断の受診費用を補助
- ・中小企業融資制度の一部で信用保証料を助成
- ・横浜市総合評価落札方式での加点 など



脱炭素取組宣言書



脱炭素取組宣言
ロゴマーク

【宣言のしかた】

横浜市の脱炭素取組宣言制度のウェブサイトアクセスいただき、企業名・氏名等の基本情報のほか、既に行っている取組、今後行う予定の取組などを入力いただき、宣言してください。

(脱炭素取組宣言ウェブサイト)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/decarbonization/datsutansosengen.html>

横浜市 脱炭素取組宣言



脱炭素取組宣言
ウェブサイト

【申請までに宣言できないときは・・・】

本支援金の申請にあたって、脱炭素取組宣言が間に合わない場合等は、「脱炭素取組宣言」に関する申出書（第2号様式）をご提出ください。（※様式は申請書様式と同様に本市ホームページに掲載されています。）

宣言自体は5分程度で完了するものですので、脱炭素取組宣言の考え方にご賛同いただける場合は、ぜひ宣言してからご申請をお願いします。

【コラム①】「エコドライブ」は地球環境のためだけのもの？

「エコドライブ」の「エコ」は「環境（に良い）」以外の意味もあることをご存じですか？

「エコ」は「エコノミー（経済的利益）」の「エコ」でもあります。さらに英単語「economy」は、一般的には「経済」と訳されますが、「節約・儉約」の意味も強いそうです。アメリカの世界的企業はなりふり構わず派手に儲けているように思えますが、「economy」という単語からは「経済活動とは節約が第一」という姿勢が見えてギャップがありますね。

「節約・儉約」は、費用圧縮を通じて利益の増加に繋がります。もうお気づきのとおり、「エコドライブ」は地球環境だけではなく経営環境の強化にもなる行動です。加えて「急」のつく運転を避けるようになると事故のリスクも減ると言われており、一石三鳥です。

今日もエコドライブを心がけて、いってらっしゃい！



(参考：公益社団法人全日本トラック協会作成 各種環境関係啓発資料)

10 申請にあたっての注意事項

1. 提出された書類は返却しませんので、必ず申請書類の控えを保存してください。
2. 必要に応じて、募集案内に記載の無い書類の提出及び説明を求める場合があります。
3. 審査の結果、交付決定されないことがあります。

11 支援金の交付請求

申請書類の審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、「交付決定兼交付額確定通知書」を申請者宛てに送付します。通知書がお手元に届きましたら、同封されている案内をご確認のうえ、交付請求を行ってください。

交付請求書が提出されないと支援金は振り込まれませんので、忘れずに手続きを行ってください。

提出書類（すべて提出必須）		
1	横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 交付請求書（第8号様式）★ ※横浜市電子申請・届出システムを利用する場合は、申請フォームに必要事項を入力しますので、作成不要です。	<input type="checkbox"/>
2	横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 交付決定兼交付額確定通知書（第3号様式）（写し） ※横浜市から届いた通知書の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/>
3	口座名義人・金融機関名・口座番号が分かるもの（写し） ※通帳の表紙をめくったページ、インターネットバンキングの画面等	<input type="checkbox"/>

◎郵送提出の場合、交付請求書様式は横浜市のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/other/kamotsu.html>

12 支援金の交付決定の取消し及び支援金の返還

交付決定者が次のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことがあります。また、既に交付した支援金がある場合、その全部の返還を命ずることがあります。

1. 支援金の交付を受ける日までに交付対象者の要件を満たさなくなったとき。
2. 支援金の交付決定に付した条件に違反したとき。
3. 偽りその他不正な手段によって支援金の交付決定を受けたとき。
4. 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
5. 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

13 Q&A

1 本社は横浜市外にありますが、支援金の申請はできますか？

横浜市内に営業所がある場合、本社が横浜市外であっても対象になります。

2 横浜市内に複数の営業所があります。申請は本社でまとめて行う必要がありますか？

横浜市内に複数の営業所がある場合も、営業所ごとの申請はできませんので、申請は本社でまとめて行ってください。

3 貨物軽自動車運送事業を行っている場合（黒ナンバー）も支援金の対象となりますか？

貨物軽自動車運送事業（黒ナンバー）は対象となりません。

4 脱炭素取組宣言を行っていない場合は支援金がもらえないのですか？

申請時点で脱炭素取組宣言を行っていない場合は、「脱炭素取組宣言」に関する申出書」をご提出いただくことで支援金の申請を行っていただけます。

14 問合せ先

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 受付事務局 コールセンター

電話：045-912-2560（受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日除く））

【コラム②】「エコドライブ」を効果的に進めるためには？

「エコドライブ」は、ドライバーの皆様ひとりひとりの心がけで成立します…が、心がけだけでは効果は限定的です。経営者の皆様、整備担当の皆様、ぜひドライバーの方への後方支援をお願いします！

<主な対策>

- ・輸送形態に合った大きさ、重量の車両の選定（車両の軽量化による燃費向上）
- ・エコタイヤ（低燃費タイヤ）の使用（ウェットグリップ性能に注意）
- ・更生（リトレッド）タイヤの使用（安全のため、更生回数は原則1回までを推奨）
- ・適正なタイヤ空気圧の維持
- ・「エアディフレクタ」や「エアダム」の取付（走行中の空気抵抗減少で燃費向上）
- ・車載バッテリー式冷房装置や独立燃焼式暖房装置の搭載（アイドリングせずに冷暖房）

（参考：公益社団法人全日本トラック協会作成 各種環境関係啓発資料）



申請書類等 記載のポイント

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 交付申請書兼実績報告書

①申請書の提出日を記入ください

(申請日) 年 月 日

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり支援金の交付を申請し、あわせて事業に関する事項を報告します。

なお、支援金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱を遵守します。

支援金申請額 100,000 円

1 ②いずれかに「☑ (チェック)」印のうえ、もれなくご記入ください

申請事業者

事業形態 (当てはまる方に☑)	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	
法人名又は屋号 (※)	個人事業主の場合、 (※)欄の記入は該当する場合のみ	
法人番号 (※)		
代表者役職 (※)		
代表者氏名	個人事業主の場合、 (※)欄は該当する場合のみ ご記入ください	
本社所在地 法人登記簿記載の本店 又は 開業届記載の主な事務所	〒 -	
市内営業所所在地 ※市内に複数ある場合は1か 所で可	〒 - 横浜市 区 <input type="checkbox"/> 本社所在地と同一 (該当する場合は☑)	
貨物運送事業に係る 事業開始年月日	年 月 日	
常時使用する従業員数	名	資本金の額 又は出資総額 (※) 円

法人の場合、必ずご記入ください。(従業員数は法人単位)

項目
一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の実施に必要な許可等を有したうえで、「申請事業者」欄記載の「貨物運送事業に係る事業開始年月日」から事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。
法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守します。
暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、代表者又は役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。
必要があるときは、役員氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを横浜市が神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。
市税の滞納はありません。また、横浜市が必要とするときは、申請者の課税状況について、官公署に報告確認することに同意します。
本支援金について、本事業年度に横浜市から交付を受けたことはありません。
本申請書を含めて提出する書類に虚偽の記入や偽りの証明はありません。
不正受給に触れる行為等を行った場合には、支援金を返還します。
横浜市が行う実地及び書面などによる調査に協力します。

③上記の誓約・同意事項をすべてご確認いただき、
 ○誓約・同意「年月日」
 ○「代表者役職」
 ○「代表者氏名」
 をご記入ください

(代表者役職及び代表者氏名)
 年 月 日: _____

所在地」記載の営業所であるもの（1台分）
 宣言書、又は「脱炭素取組宣言」に関する申出書」（第2

④ご担当者のお名前、ご連絡先をお忘れなくご記入ください



担当者連絡先

担当者名	電話番号
メールアドレス	

【1】「緑ナンバー」の車両について添付ください

令和 7 年 1 月 10 日

自動車検査証記録事項

1. 基本情報							
自動車登録番号又は車両番号		横浜 XXX Y ZZZZ			【2】横浜ナンバー		
車台番号							
登録年月日/交付年月日		令和 7 年 1 月 10 日		初度登録年月		令和 3 年 1 月	
				有効期間の満了する日		令和 8 年 1 月 9 日	
2. 所有者・使用者情報							
所有者の氏名又は名称		支援金運輸 株式会社			【3】申請日時点で有効期間内		
所有者の住所		神奈川県横浜市○○区□□町△△△			【4】申請者=所有者または使用者		
使用者の氏名又は名称		* * *					
使用者の住所		* *					
使用の本拠の位置		* * *					
【5】「使用の本拠の位置」に記載の住所（「***」の場合は、「所有者の住所」）が「交付申請書兼実績報告書（第1号様式）」に記載の「市内営業所所在地」と一致していること							
3. 車両詳細情報							
車名							
型式		原動機の型式					
自動車の種別		普通		用途		貨物	
				自家用・事業用の別		事業用	
車体の形状				乗車定員		最大積載量	
						kg	
車両重量						高さ	
						cm	
前前軸重						格出力	
						kW	
燃料の種類							
4. 備考							
<p>【6】次のいずれかの緑ナンバー車両であることをご確認ください</p> <p>A：自動車の種別は「普通」または「小型」 かつ 用途は「貨物」 かつ 自家用・事業用の別は「事業用」</p> <p>B：用途は「特種」 かつ 自家用・事業用の別は「事業用」 かつ 車体の形状の内容が貨物輸送を目的としたもの (自ら走行できない被けん引車等を除きます)</p>							

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID	
------	--

本様式はウェブ上で脱炭素取組宣言されていない方にご提出いただくものです。

「脱炭素取組宣言」に関する申出書

①申出書の提出日を記入ください

年 月 日

横浜市

②もれなく
ご記入ください

申請者 〒
本社所在地：
法人名又は屋号：
代表者役職名：
代表者氏名：

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金の申請にあたり、「脱炭素取組宣言」に対する考え方について、次のとおり申し出ます。

※次のいずれかに☑を記入し、必要事項を記入してください。

※原則、ウェブサイト上での宣言をお願いします。宣言された方は、本様式の提出は不要です。宣言後に自動送信されたメールから、宣言書又は確認書をダウンロードし、交付申請書兼実績報告書に添付してください。

③1・2のいずれかに「☑」をご記入ください
(1の場合、裏面もご記入ください)
2の場合、具体的内容をご記入ください

1 ウェブサイト
⇒
申出書の
記載いた

2 自社の考え方は
(脱炭素取組宣言実施に時間がかかるため、支援金申請後に宣言する場合 ほか)
⇒下欄にご記載

④ご担当者、ご連絡先等
をご記入ください

担当者
担当者役職名：
担当者氏名：
電話番号：

【裏面あり】

脱炭素取組宣言 宣言フォーム

脱炭素取組宣言

2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、脱炭素化に取り組むことを宣言します。

脱炭素化に向けた取組について（複数選択可）【必須】 ※「すでに実施」と「今後実施予定」それぞれ該当するものに☑

	すでに実施	今後実施予定
①こまめな消灯、使っていない電気製品のコンセントを抜くなど、身近な省エネ行動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②エアコンの適切な温度設定、空調機器のフィルター掃除	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③公共交通機関の積極的な利用、ふんわりアクセルなどエコドライブの実践	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④LED など高効率照明への切替え	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤環境負荷の少ない資材の優先購入や使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥専門家による省エネ診断の受診	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦生産設備の稼働時間や運用方法の改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧CO2 排出量の把握・管理サービスの利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨再生可能エネルギーを電源とした電力プランの契約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩省エネ設備・高効率機器への切替え・導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮その他の取組（ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤「脱炭素に向けた取組」として、宣言をいただく事業所における取組で該当するものに「☑」をご記入ください

脱炭素取組宣言の代行入力にあたっての確認事項（確認のうえ☑してください）【必須】

・本申出書の「申請者」としての宣言とします。市外に事業所を有する場合は、本申出書の「申請者」としての宣言とします。市外に事業所を有する場合は、本申出書の「申請者」としての宣言とします。市外に事業所を有する場合は、本申出書の「申請者」としての宣言とします。

⑥【確認事項】をご確認のうえ「☑」をご記入ください

⑦ご担当者メールアドレスをご記入ください

担当者メールアドレス【必須】

() @ ()

※宣言完了後に確認メールが送付されます。宣言書やロゴマークのダウンロードや、宣言内容の修正の際に必要ですので、削除せずに保存してください。

協力団体への加入有無【任意】

- ① 横浜商工会議所 ② 横浜市商店街総連合会
③ 横浜市工業会連合会 ④ その他 ()

なお、脱炭素取組宣言において入力いただいた情報は次のとおりです。

法人の場合は企業名、事業所名及び業種、個人事業主の場合は氏名、屋号及び業種について、本市のWEBサイトやGREEN×EXPOに掲載されます。

⑧各協力団体への加入有無について「☑」をご記入ください（任意）

①脱炭素化に関する補助金・イベントの情報 ②本市が実施する脱炭素化に関する調査、横浜市景況・経営動向調査

③脱炭素化の取組に関する取材等への協力依頼

・宣言事業者の脱炭素化の取組をご支援するため、入力いただいた情報を本市外郭団体、連携協定締結企業等へ提供することがあります。

・脱炭素取組宣言にあたり、虚偽記載などの不正や、暴力団関係者への該当、公序良俗に反する事業を営んでいることが判明したときは、宣言事業者の許可なく、本市が宣言の取消を行う場合があります。

★申請書類ご郵送の際、切り取ってご使用ください。



〒 2 2 5 - 8 6 6 3

日本郵便株式会社
青葉郵便局私書箱 3 号

横浜市貨物運送事業者支援金
受付事務局 行

2025/4/15 ver. 2